

市第5号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を
定める条例の一部改正

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を
定める条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条
例（昭和34年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する
。

第2条の表保土ヶ谷区の項区域の欄中「仏向町」の次に「、仏向
西」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

保土ヶ谷区における町区域の設定に伴い、区の設置並びに区の事
務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する必要
があるので提案する。

参 考

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（区の設置）

第2条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は次のとおりとする。

名 称	区	域
（省 略）		
保土ヶ谷区	新井町、今井町、岩井町、岩崎町、岩間町、岡沢町、霞台、帷子町、釜台町、鎌谷町、上菅田町、上星川一丁目、上星川二丁目、上星川三丁目、狩場町、川島町 350 番地の 1 から 1,573 番地まで、川辺町、神戸町、権太坂一丁目、権太坂二丁目、権太坂三丁目、境木町、境木本町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、新桜ヶ丘一丁目、新桜ヶ丘二丁目、瀬戸ヶ谷町、月見台、天王町、常盤台、西久保町、西谷町、初音ヶ丘、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、 仏向西 、法泉一丁目、法泉二丁目、法泉三丁目、星川一丁目、星川二丁目、星川三丁目、保土ヶ谷町、峰岡町、峰沢町、宮田町、明神台、和田一丁目、和田二丁目	
（省 略）		